

亀山市公告第12号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、関係図書は、建設部建築開発室に備え置いて縦覧に供する。

平成28年2月26日

亀山市長 櫻井義之

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路

2 指定年月日

平成28年2月24日

3 指定番号

第H27道位指申亀建0004号

4 指定道路の延長、幅員及び位置

道路番号 A

(1) 延長 25.01m

(2) 幅員 6.00m

(3) 位置 能褒野町字能褒野64番115及び64番118